

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 9 年度
計画主体	かほく市 内灘町 津幡町 (代表)

河北郡市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	津幡町産業建設部農林振興課
所在地	石川県河北郡津幡町字加賀爪二 3 番地
電話番号	0 7 6 - 2 8 8 - 6 7 0 4
F A X 番号	0 7 6 - 2 8 8 - 6 4 7 0
メールアドレス	nourinshinkou@town.tsubata.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には (代表) と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、キジ、ムクドリ、アオサギ、カモ類、ツキノワグマ、イノシシ、タヌキ、ハクビシン、ネズミ、アナグマ、スズメ、シカ、サル
計画期間	平成30年度～平成32年度
対象地域	かほく市、内灘町、津幡町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成29年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
カラス、キジ、ムクドリ、アオサギ	果実、野菜、水稲	未集計
カモ類	飼料作物、野菜	未集計
ハクビシン、タヌキ、アナグマ	果実、野菜	未集計
ネズミ	果実	未集計
ツキノワグマ	果実、林業	未集計
イノシシ	水稲、イモ類	面積 622a、被害金額 5,815 千円
シカ	果実（ウメ）	未集計
サル	果実、野菜	未集計

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>○カラス、キジ、ムクドリ、アオサギ 郡市全域にわたって、収穫前の果実、野菜、田植え後の水稲に被害を与えている。地域によっては集団で行動し、被害が大きい箇所もある。</p> <p>○カモ類 河北潟干拓地の飼料作物及び野菜に被害を与えている。</p> <p>○ハクビシン、タヌキ、アナグマ 郡市全域にわたって、収穫前の果実等に被害を与えている。</p> <p>○ネズミ 河北潟干拓地内を中心に収穫前の果実等に被害を与えている。</p>
--

○ツキノワグマ

平成29年度時点で、表立った被害報告は無いものの、郡市の市街地近郊の里山や平野部等の畑においてもクマの目撃情報が寄せられており、果実に被害を与えている。農家や一般住民への人身被害も心配される。

○イノシシ

郡市の山間部において、収穫前の野菜、稲刈り前の水稲に大きな被害を与えている。今後被害が拡大することが予測される。

○スズメ

郡市全域にわたって、収穫前の果実、野菜、田植え後の水稲に被害を与えている。

○シカ

平成29年度時点で、表立った被害報告は無いものの、目撃情報が寄せられており、今後被害が予想される。

○サル

平成29年度時点で、表立った被害報告は無いものの、目撃情報が寄せられており、今後被害が予想される。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値(平成29年度)	目標値(平成32年度)
カラス、キジ、ムクドリ、アオサギ	—	—
カモ類	—	—
ハクビシン、タヌキ、アナグマ	—	—
ネズミ	—	—
ツキノワグマ	—	—
イノシシ	5,815千円 622a	4,820千円 516a
シカ	—	—
サル	—	—

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	市町と猟友会河北支部が連携し、有害鳥獣捕獲や個体数調整を実施している。 また、おとり池・防鳥ネットの設置、夜間パトロール実施、被害防止パンフレットの配布等をしており被害防止に努めている。	捕獲員の育成・確保 檻設置等の知識・技術の向上

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

1. カラス、スズメ、キジ、ムクドリ、アオサギ 郡市全域にわたって被害が発生している。地域住民からの情報提供をもとに、銃器等による駆除を実施し、被害縮小に向けた取組を行う。
2. カモ類 河北潟干拓地の飼料作物、野菜において大きな被害が発生している。これまで、おとり池の設置や夜間パトロール等の対策を講じてきたが、被害は治まっていない。今後とも、有効な防除方法を検討し、被害縮小に向けた取組を行う。
3. ハクビシン、タヌキ、アナグマ 地域住民からの情報提供をもとに、捕獲檻による駆除をし、被害縮小に向けた取組を行う。
4. ネズミ 地域住民からの情報提供をもとに、被害縮小に向けた取組を行う。
5. ツキノワグマ 出没情報の収集・伝達をすみやかに行い、住民の被害防止に努めるとともに、クマの生態と被害防止技術の普及啓発を行う。

6. イノシシ

郡市の山間部等においては下草刈り等を行い被害防止に努め、檻及び銃による駆除を実施し、被害縮小に向けた取組を行う。

7. シカ、サル

地域住民からの情報提供をもとに、対象鳥獣の追い払いを中心とした被害縮小に向けた取組を行う。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

現在の有害鳥獣捕獲隊により捕獲を実施する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
-	-	-

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

○カラス、スズメ、キジ、ムクドリ、アオサギ

農作物被害に併せ、街中の生息状況、被害状況等を勘案し、捕獲区域、捕獲計画数等を設定する。

○カモ類

被害が著しい河北潟干拓地において、効果的に捕獲を行う。
生息状況、被害状況等を勘案し捕獲計画数を設定する。

○ハクビシン、タヌキ、アナグマ

地域住民からの情報提供をもとに、農作物被害の多い地区においては

重点的に捕獲を行う。

○ネズミ

地域住民からの情報提供をもとに、農作物被害の多い地区においては重点的に殺鼠剤散布を行う。

○ツキノワグマ

生息状況や捕獲技術を勘案し、適正な捕獲計画数を設定する。

○イノシシ

生息状況調査や捕獲技術の向上に努め、檻及び銃による捕獲を行い、適正な捕獲計画数を定める。イノシシの習性や先進地の被害状況から、水稻の収穫前や冬場の積雪期を重点捕獲期間を設定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
カラス、スズメ、キジ、ムクドリ、アオサギ	450羽	450羽	450羽
カモ類	200羽	200羽	200羽
ハクビシン、タヌキ、アナグマ	10頭	10頭	10頭
ツキノワグマ	2頭	2頭	2頭
イノシシ	1,200頭	1,440頭	1,730頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
カモ類 銃器による捕獲 12月～2月と4月、河北潟干拓地及び周辺 カラス、スズメ、キジ、ムクドリ、アオサギ 銃器等による捕獲 4月～9月、かほく市、内灘町、津幡町全域 ハクビシン、タヌキ、アナグマ 捕獲檻の設置 4月～10月 かほく市、内灘町、津幡町全域
ネズミ 殺鼠剤の散布 6月～10月 河北潟干拓地内
ツキノワグマ 檻及び銃による捕獲 4月～3月(個体数調整)かほく市、津幡町全域

<p>イノシシ 捕獲檻の設置、4月～3月、かほく市、津幡町山間部 わな、捕獲檻及び銃による捕獲 狩猟期間、冬場の積雪期（12月～3月）、 かほく市、津幡町山間部</p>

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当無し

- (注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
かほく市、内灘町、津幡町	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
イノシシ	かほく市、津幡町 地内にて防護柵の設置 L=30,000m	かほく市、津幡町 地内にて防護柵の設置 L=30,000m	かほく市、津幡町 地内にて防護柵の設置 L=30,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成30年度	カモ類、カラス、スズメ、キジ、ムクドリ、アオサギ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、ネズミ、ツキノワグマ、イノシシ、シカ、サル	鳥獣パトロールの実施 出没注意看板の設置 広報誌、HP等による周知
平成31年度	カモ類、カラス、スズメ、キジ、ムクドリ、アオサギ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、ネズミ、ツキノワグマ、イノシシ、シカ、サル	鳥獣パトロールの実施 出没注意看板の設置 広報誌、HP等による周知
平成32年度	カモ類、カラス、スズメ、キジ、ムクドリ、アオサギ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、ネズミ、ツキノワグマ、イノシシ、シカ、サル	鳥獣パトロールの実施 出没注意看板の設置 広報誌、HP等による周知

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

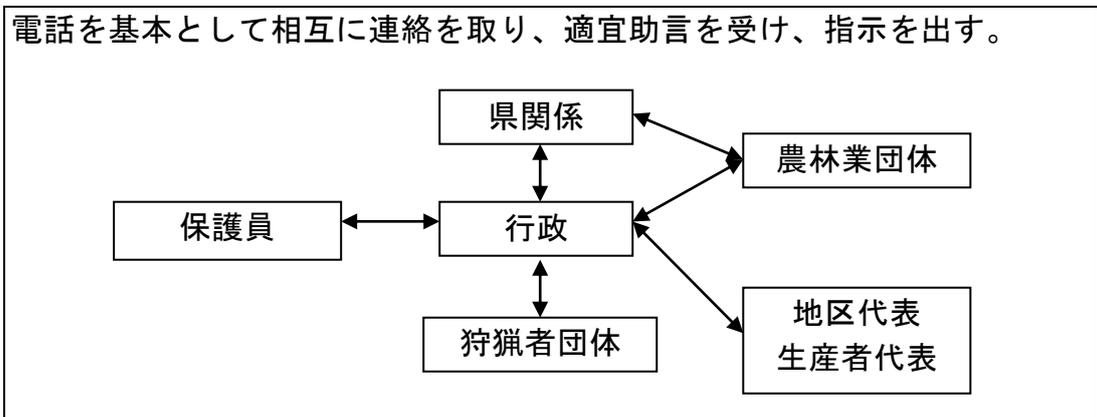
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
地区代表 かほく市町会区長会連合会 内灘町住民団体 津幡町区長会 生産者代表 河北潟干拓土地改良区 河北潟沿岸土地改良区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生息・出没・被害等の情報把握と提供 ・ 藪・草刈り等による緩衝帯の設置 ・ 食品残の管理徹底（餌場をつくらない）
農林業団体 JA石川かほく NOSAI石川 石川中央支所 金沢森林組合河北支所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生息・出没・被害等の情報把握と提供 ・ 農地等の保全・管理と指導 ・ 農作物残の処理徹底・指導 ・ 共済保険による鳥獣被害に対する財政的支援（補填） ・ 鳥獣被害対策への技術的な支援
狩猟者団体 石川県猟友会河北支部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生息・出没・被害等の情報把握と提供 ・ 有害鳥獣の捕獲 ・ 捕獲場所、捕獲数等の報告 ・ 鳥獣被害対策への技術的な支援 ・ 捕獲、追い払い技術等の助言・指導

石川県鳥獣保護員	・ 鳥獣の保護に関する指導
県関係 県自然環境課（オブザーバー） 県央農林総合事務所 津幡農林事務所	・ 生息・出没・被害等の情報把握と提供 ・ 鳥獣保護管理計画の策定等による生息管理 ・ 鳥獣被害対策への技術的な支援 ・ 捕獲、追い払い技術等の研究開発と普及
行政 かほく市産業振興課 内灘町地域振興課 津幡町農林振興課	・ 生息・出没・被害等の情報把握と提供 ・ 被害防止計画の作成と周知 ・ 鳥獣被害対策への技術的・財政的支援 ・ 研修会の開催等による人材の育成 ・ 被害防止技術等パンフレット作成・配布による普及・啓発 ・ 捕獲、追い払い技術等の助言・指導 ・ 関係機関の連携・調整

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、山野に放置することなく、捕獲隊長等の指示で適切に処理する。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

該当無し

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	河北郡市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
地区代表 かほく市町会区長会連合会 内灘町住民団体 津幡町区長会 生産者代表 河北潟干拓土地改良区 河北潟沿岸土地改良区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生息・出没・被害等の情報把握と提供 ・ 藪・草刈り等による緩衝帯の設置 ・ 食品残の管理徹底（餌場をつくらない）
農林業団体 JA石川かほく NOSAI石川 石川中央支所 金沢森林組合河北支所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生息・出没・被害等の情報把握と提供 ・ 農地等の保全・管理と指導 ・ 農作物残の処理徹底・指導 ・ 共済保険による鳥獣被害に対する財政的支援（補填） ・ 鳥獣被害対策への技術的な支援
狩猟者団体 石川県猟友会河北支部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生息・出没・被害等の情報把握と提供 ・ 有害鳥獣の捕獲 ・ 捕獲場所、捕獲数等の報告 ・ 鳥獣被害対策への技術的な支援 ・ 捕獲、追い払い技術等の助言・指導
石川県鳥獣保護員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣の保護に関する指導
県関係 県自然環境課（オブザーバー） 県央農林総合事務所 津幡農林事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生息・出没・被害等の情報把握と提供 ・ 鳥獣保護管理計画の策定等による生息管理 ・ 鳥獣被害対策への技術的な支援 ・ 捕獲、追い払い技術等の研究開発と普及
行政 かほく市産業振興課 内灘町地域振興課 津幡町農林振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生息・出没・被害等の情報把握と提供 ・ 被害防止計画の作成と周知 ・ 鳥獣被害対策への技術的・財政的支援 ・ 研修会の開催等による人材の育成

	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防止技術等パンフレット作成・配布による普及・啓発 ・捕獲、追い払い技術等の助言・指導 ・関係機関の連携・調整
--	---

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
-	-

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

関係機関と協力し、被害軽減に努める。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

-

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

-

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。